



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（文化振興課）…………… 1

告 示

- 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）…………… 6
- 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）…………… 7
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課）…………… 7
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）…………… 7
- 有害鳥獣駆除事業補助金交付規程を廃止する告示（営農支援課）…………… 7
- 臨時糖業干害対策費補助金交付規程を廃止する告示（糖業農産課）…………… 7
- 沖縄県豚産肉能力直接検定実施規程を廃止する告示（畜産課）…………… 8
- 土地改良区設立認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 8
- 土地改良区の解散（村づくり計画課）…………… 8
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 8
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課）…………… 9
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 9
- 民有保安林の指定・7件（森林管理課）…………… 9
- 民有保安林の指定の解除・7件（森林管理課）…………… 12
- 民有保安林の指定の予定の廃止（森林管理課）…………… 14
- 漁協信用事業整備強化対策事業利子補給規程を廃止する告示（水産課）…………… 14
- 水産業改良普及員資格試験実施規程を廃止する告示（水産課）…………… 14

規 則

沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第11号

沖縄県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第2条 監事は、法第13条第4項の規定により監査報告を作成するときは、次項から第5項までに定めるところによらなければならない。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及

び第4号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 監事は、その職務の遂行に当たり、常に公正不偏の態度を保持して、法令の規定により監事が行うこととされている監査、調査その他の行為をしなければならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(7) その他知事が必要と認める事項

(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、第16条の規定により知事に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 定款で定める法人が行う業務に関する事項

(2) 業務委託の基準

(3) 競争入札その他契約に関する基本的事項

(4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請等)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立の日が属する事業年度にあっては、法第25条第1項前段の指示を受けた後遅滞なく）、これを知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

(4) 法第40条第4項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる積立金の使途

(5) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第7条 法第27条第1項に規定する年度計画には、認可中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法第27条第1項後段の規定による年度計画の変更の届出は、変更した事項及びその理由を記載した届出書によらなければならない。

(会計処理)

第8条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第9条 知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）について、その除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた除去費用等については、減価償却費及び利息費用は計上せず、当該除去費用等の額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）第1章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第11条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要

イ 事務所の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への派遣職員及び出向者の数

キ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第12条 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。

(会計監査報告の作成)

第13条 会計監査人は、法第35条第1項後段の規定により会計監査報告を作成するときは、次項から第5項までに定めるところによらなければならない。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、その職務の遂行に当たり、常に公正不偏の態度を保持して、法令の規定により会計監査人が行うこととされている監査、調査その他の行為をしなければならない。

4 法第35条第1項後段の会計監査報告は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー（現金の収支を伴う収入及び支出をいう。以下この号において同じ。）の状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

(7) その他知事が必要と認める事項

5 前項第4号の追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）

第14条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項の残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の申請）

第15条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の次の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第16条 法人は、法第40条第5項の残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の納付金の額の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第17条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第18条 法人は、法第41条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金又は借換額の額

(3) 借入先又は借換先

(4) 借入れ又は借換の利率

(5) 償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

- (7) その他知事が必要と認める事項
(重要な財産の処分等の認可の申請)

第19条 法人は、法第44条第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡又は担保としての提供（以下この条及び次条において「処分等」という。）に係る財産の内容及び適正な見積価額
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由
(県が出資した土地又は建物の処分等に関する協議)

第20条 法第42条の2第1項及び第44条第1項に規定する場合のほか、法人は、県が出資した土地又は建物の全部又は一部の処分等を行うときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

- (1) 処分等に係る土地又は建物の内容及び適正な見積価額
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
(内部組織)

第21条 法第56条の2第1号の規定により規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該業務を他の現内部組織に移管した場合にあっては、当該他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第22条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、職員の退職管理に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第1号）第22条に規定する職に相当するものとして知事が定めるものとする。

(長期借入金の借入れの認可)

第23条 法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 長期借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 長期借入金の利率
- (5) 長期借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金を行うことにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(債券の発行の認可)

第24条 法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定による債券（以下単に「債券」という。）の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 発行を必要とする理由
- (2) 債券の名称
- (3) 債券の総額
- (4) 債券の金額
- (5) 債券の利率

- (6) 債券の償還の方法及び期限
- (7) 利息の支払の方法及び期限
- (8) 債券の発行の価額
- (9) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用があるときは、その旨
- (10) 債券の募集の方法
- (11) 発行に要する費用の概算額
- (12) 第2号から第9号までに掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 作成しようとする債券の申込証
- (2) 債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
- (3) 債券の引受けの見込みを記載した書面
(償還計画の認可)

第25条 法人は、法第79条の4の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。償還計画を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- (2) 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- (3) 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限
- (4) その他必要な事項
(業務実績等報告書)

第26条 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた事項
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(会計処理の特例)
- 2 法人の成立の際、法第6条第3項の規定により当該法人に出資された財産又は法第66条第1項の規定により当該法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、当該法人の成立の日において第8条第1項の規定による指定があったものとみなす。

告 示

沖縄県告示第119号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表嘉手納町の項中

近隣商業地域	商業地域	準工業地域
--------	------	-------

を

近隣商業地域	工業地域	商業地域	準工業地域
--------	------	------	-------

に改め、同表

の付表八重瀬町の項中「字当銘」の次に「、字志多伯」を加える。

沖縄県告示第120号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表嘉手納町の項中「準工業地域」を「準工業地域
工業地域」に改め、同表の付表八重瀬町の項中「字当銘」の次に「、字志多伯」を加える。

沖縄県告示第121号

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表八重瀬町の項中「字当銘」の次に「、字志多伯」を加え、同表嘉手納町の項中「第1種中高層住居専用地域」を「第2種中高層住居専用地域」に、「準工業地域」を「準工業地域
工業地域」に改める。

沖縄県告示第122号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表読谷村の項及び北谷町の項中「特定悪臭物質」を「臭気指数」に改め、同表中城村の項中「特定悪臭物質」を「臭気指数」に、

B区域	字泊509の2
-----	---------

を

「

B区域	字泊509の2
C区域	字当間及び字屋宜の各一部

に改め、同表与那原町の項中

「第1種低層住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域」に改め、同表八重瀬町の項中「字当銘、字高良」を「字当銘、字志多伯、字高良」に、「字伊波」を「字伊覇」に、「字後原及び字新城」を「字新城、字後原及び字仲座」に改め、同表嘉手納町の項中「字屋良」の次に「、字嘉手納」を加える。

沖縄県告示第123号

有害鳥獣駆除事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

有害鳥獣駆除事業補助金交付規程を廃止する告示

有害鳥獣駆除事業補助金交付規程（昭和54年沖縄県告示第316号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年3月23日から施行する。

沖縄県告示第124号

臨時糖業干害対策費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

臨時糖業干害対策費補助金交付規程を廃止する告示

臨時糖業干害対策費補助金交付規程（昭和47年沖縄県告示第159号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年3月23日から施行する。

沖縄県告示第125号

沖縄県豚産肉能力直接検定実施規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県豚産肉能力直接検定実施規程を廃止する告示

沖縄県豚産肉能力直接検定実施規程（昭和57年沖縄県告示第77号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年3月23日から施行する。

沖縄県告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、読谷村瀬名波土地改良区の設立認可について、令和3年3月12日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業維持管理計画書及び定款の写し
 - 2 縦覧に供する期間 令和3年3月24日から同年4月20日まで
 - 3 縦覧に供する場所 読谷村役場
 - 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。
-

沖縄県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 うるま市与那城西土地改良区
 - 2 解散認可年月日 令和3年3月12日
-

沖縄県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、瀬名波地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年3月24日から同年4月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 読谷村役場

4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字数久田数久田原161番（次の図に示す部分に限る。）、159番、162番、163番、167番、169番から172番まで
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市玉城字玉城二番堂原80番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 中頭郡中城村字奥間宇津原441番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 保安林の所在場所 中頭郡西原町字翁長後原341番（次の図に示す部分に限る。）、字幸地上山原1435番（次の図に示す部分に限る。）、1434番

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上グスク552番2（次の図に示す部分に限る。）、554番2、554番3

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 保安林の所在場所 国頭郡大宜味村字津波津波山1971番193・1971番677・1971番750・字津波アザカ原1463番・1495番4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 宮古島市下地字与那覇池原1718番5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字内花筋廻2832番2
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 島尻郡粟国村字浜照喜名原3220番1（次の図に示す部分に限る。）、3011番1
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び

沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第138号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡伊江村字川平カヤ原837番8・839番・840番・906番・908番・974番1・988番・989番1・1071番（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、837番4、837番6、837番7、838番、907番2、909番2、909番3、910番2、910番3、912番3、973番1、字川平ナガラ原1105番3・1107番1・1175番・1176番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1102番3、1102番4、1174番2、1177番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道及び防風施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第139号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 干害の防備
(3) 解除の理由 公共施設用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 干害の防備
(3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江前浜崎原2293番・2382番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 公園用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江前浜崎原2293番・2382番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 公園用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字白保東嘉手苜728番134
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字恩納嘉真良2767番・字恩納万座2871番・字恩納横岳3055番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 公共施設用地とするため
 - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字恩納万座2871番・字恩納横岳3055番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字恩納万座2871番（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 駐車場用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字恩納万座2871番（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 駐車場用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第145号

令和2年沖縄県告示第358号(民有保安林の指定の予定)は、廃止する。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第146号

漁協信用事業整備強化対策事業利子補給規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

漁協信用事業整備強化対策事業利子補給規程を廃止する告示

漁協信用事業整備強化対策事業利子補給規程(昭和62年沖縄県告示第246号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年3月23日から施行する。

沖縄県告示第147号

水産業改良普及員資格試験実施規程を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

水産業改良普及員資格試験実施規程を廃止する告示

水産業改良普及員資格試験実施規程(平成13年沖縄県告示第593号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年3月23日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	---